

全ト協 発 第 474 号 (企)  
令和 5 年 12 月 13 日

都道府県トラック協会  
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



### 厚生労働省実施「令和6年就労条件総合調査」について(周知依頼)

平素は、当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より、別添のとおり、「令和6年就労条件総合調査」について、周知協力の要請がありました。

本調査は、主要産業における就労条件の現状を明らかにするもので、国の実施する非常に重要な調査として、労働政策審議会等の検討資料や労働経済白書をはじめとする分析等に広く活用されているほか、年次有給休暇の取得率等の社会的関心が高い事項を調査しており、一定の方法により抽出された企業が調査対象となります。調査対象となる企業には、厚生労働省が委託した民間事業者から調査票が郵送されます。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、本調査の周知にご協力いただけますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

#### <添付資料>

1. 令和6年就労条件総合調査の実施に対する協力依頼について
2. 調査の内容、調査票例
3. 機関誌、広報誌等における広報文例

本件の問い合わせ先  
公益社団法人全日本トラック協会  
企画部 03-3354-1037



政統発 1130 第 10 号  
令和 5 年 11 月 30 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長  
坂本 克己 様

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



### 令和 6 年就労条件総合調査の実施に対する協力依頼について

厚生労働省において実施しております就労条件総合調査につきまして、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として、平成 12 年度以降毎年実施しております。

本調査の結果は、労働政策審議会などの検討資料や「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に用いられ、また、労働経済白書をはじめとする分析等に広く活用されているほか、年次有給休暇の取得率等の社会的関心が高い事項を調査しており、非常に重要な調査となっております。

令和 6 年調査は、別添の「調査の内容」に基づき、来年 1 月に実施いたします。つきましては、本調査実施の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌等で広報文の掲載をいただきなど本調査の周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。(原稿は当方にてご用意いたします。)

(照会先)

厚生労働省 政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当) 付  
参事官付 賃金福祉統計室 就労条件係  
電 話 : 03-5253-1111 (内線 7639)  
メーレ : syurou@mhlw.go.jp

## 調査の内容

### 1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

### 2 調査の範囲及び対象

#### (1) 地域

全国

#### (2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）〕」

#### (3) 企業

事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者 30 人以上を雇用する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約 6,400 社。

### 3 調査の時期

令和 6 年 1 月 1 日現在の状況について調査を行う。ただし、年間については、令和 5 年（又は令和 4 会計年度） 1 年間の状況について調査を行う。

### 4 調査事項

企業の属性、労働時間制度、賃金制度、資産形成

### 5 調査方法

厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、民間事業者に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により提出する方法により実施する。

### 6 調査系統

厚生労働省－民間事業者－報告者

### 7 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室において集計を行う。



# 令和6年就労条件総合調査

## 調査票

この調査票に記入された事項については、秘密の保護に万全を期し、統計作成以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。回答はオンラインでも可能です。  
詳しくは「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

都道府県番号

1	

一連番号

2			

産業分類番号

3	

企業規模番号

--

企業の名称及び所在地	記入担当者及び連絡先
企業の名称	所属部署名・担当者  電話・メールアドレス
企業の所在地	主な生産品の名称又は事業の内容 (複数ある場合は、総売上高の最も多いものを記入してください。)
法人番号	0

企業名、所在地に変更等がありましたら訂正をお願いします。法人番号欄は国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。)

## 記入上の注意 (調査票記入要領2頁にも記載があります。よくお読みください。)

- この調査は、常用労働者が30人以上の民営企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人も含みます。)を対象としています。
- この調査は、企業を単位として依頼しておりますので、本社(本店)のほかに、支社、工場、出張所などの事業所があれば、それらも含めて回答してください。なお、本社(本店)以外の事業所にこの調査票が到着した場合は、お手数ですが本社(本店)の担当部署へ回送をお願いします。
- 記入に当たっては、給与、会計、人事等についてよく把握されている方が記入してください。  
また、別冊の「調査票記入要領」を必ず読んで、黒のインク、又はボールペンを使用して記入してください。
- 該当する番号を○で囲む回答については、特に断りのない限り、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。  
回答欄が **1 2 3** のように網掛けになっている場合は、複数回答可となっています。
- この調査票は、特に断りのない限り、令和6年1月1日現在の状況について記入してください。
- 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、令和6年1月31日までに返送してください。
- 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問合せ先 厚生労働省就労条件総合調査事務局

【TEL】 0120-178-857

【e-mail】 syurou@surece.co.jp

以降の設問は、指定のない限り I-2「期間を定めずに雇われている労働者」(パートタイム労働者(短時間労働者)を除く。)について記入してください。

## II 労働時間制度

### 1 所定労働時間(休憩時間、残業時間は含みません。) (調査票記入要領6頁に記載があります。)

就業規則等で定められた1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入してください。

1日の所定労働時間	時間	分	9
週所定労働時間	時間	分	10

本社・支社の別、労働者の種類など  
によって異なる場合は、最も多くの労  
働者に適用されている所定労働時間  
を記入してください。

### 2 週休制 (調査票記入要領6頁に記載があります。)

週休制の形態別に「全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者(短時間労働者)を除く。)」から監督又は管理の地位にある者を除いた労働者の適用労働者数を記入してください。

なお、下記の適用労働者数の合計は、I-2の人数からI-3の人数を引いた人数と一致します。

週休制の形態		適用労働者数			
週休1日制又は週休1日半制		千	百	十	人
何らかの 週休2日制	完全週休2日制より休日日数が 実質的に少ない制度(注1)	千	百	十	人
	完全週休2日制	千	百	十	人
何らかの 週休3日制	完全週休3日制より休日日数が 実質的に少ない制度(注2)	千	百	十	人
	完全週休3日制	千	百	十	人
完全週休3日制より休日日数が実質的に多い 制度(注3)		千	百	十	人
		千	百	十	人

(注1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等をいいます。

(注2) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休3日制など、月あたりの休日が実質的に週休2日制より日数が多く  
週休3日制より少ないものをいいます。

(注3) 月1回以上週休3日より多く、3勤4休等をいいます。

## 5 特別休暇制度 (調査票記入要領9頁に記載があります。)

特別休暇制度はありますか。該当する番号をすべて○で囲み、制度がある場合は、賃金の支給状況、利用状況別についても該当する番号を1つ○で囲んでください。「上記以外で1週間以上の長期の休暇」6に○を付けた場合は、その名称もお答えください。

制度 がある	特別休暇制度の有無	賃金の支給			令和5年(又は 令和4会計年 度)1年間の利 用の有無	
		有給		無給	有り	
		全部	一部		有り	無し
	夏季休暇	1		1	2	31
	病気休暇	2		1	2	33
	リフレッシュ休暇	3		1	2	35
	ボランティア休暇	4		1	2	37
	教育訓練休暇	5		1	2	39
	上記以外で1週間以上の長期の休暇 該当する休暇がある場合は名称を記入してください。	6		1	2	41
	制度がない	7				29

## 6 変形労働時間制 (調査票記入要領10頁に記載があります。)

変形労働時間制はありますか。該当する番号をすべて○で囲み、制度がある場合は現に適用されている労働者数を記入してください。

制度 がある	変形労働時間制の有無	適用労働者数				
		1	千	千	千	人
	1年単位の変形労働時間制	1				43
	1か月単位の変形労働時間制	2				44
	1週間単位の 非定型的変形労働時間制	3				45
	フレックスタイム制	4				46
	制度がない	5				42

## 8 勤務間インターバル制度 (調査票記入要領11頁に記載があります。)

- (1) 令和5年(又は令和4会計年度)1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から次の始業時刻までの間隔が、11時間以上空いている労働者はどれくらいいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

全くいない	ほとんどいない	4分の1程度いる	半数程度いる	4分の3程度いる	ほとんど全員	全員
1	2	3	4	5	6	7

52

- (2) 勤務間インターバル制度はありますか。該当する導入状況の番号を1つ○で囲んでください。「導入している」1の場合は、終業時刻から次の始業時刻まで空けるとしている具体的な時間を記入してください。

勤務間インターバル制度の導入状況	終業時刻から次の始業時刻までの時間 (注)		
導入している	1	時間	分
導入を予定又は検討している	2		
導入予定はなく、検討もしていない	3		

54

(注) 間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の時間を記入してください。

53

- ↓
- (3) 「導入予定はなく、検討もしていない」3に○を付けた企業がお答えください。  
勤務間インターバル制度を導入していない(しなかった)理由について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

勤務間インターバル制度を導入していない(しなかった)理由	
制度を知っている	夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため
	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため
	当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため
	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため
	その他
制度を知らないため	

55

- (5) 休日労働、深夜労働の割増賃金率について、就業規則等で定めた制度はありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。  
また、定めている場合は、割増賃金率を記入してください。

① 休日労働

制度がある	1	65	} →	割増賃金率	%	66
制度がない	2					

② 深夜労働

制度がある	1	67	} →	割増賃金率	%	68
制度がない	2					

## IV 資産形成

### 1 貯蓄制度 (調査票記入要領13頁に記載があります。)

次に掲げる貯蓄制度のうち貴社で採用している制度がありますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

また、財産形成貯蓄制度がある場合は、それぞれの種類別に令和6年1月1日現在の契約労働者数、契約金融機関数を記入してください。「その他の貯蓄制度」5に○を付けた場合は、その具体的な名称もお答えください。

貯蓄制度の有無		契約労働者数 (注)			契約金融 機関数	
制度 が あ る	勤労者財産形成貯蓄 (一般財形貯蓄)(注)	1	千	人	社	71
	勤労者財産形成年金貯蓄 (財形年金貯蓄)	2	千	人	社	73
	勤労者財産形成住宅貯蓄 (財形住宅貯蓄)	3	千	人	社	75
	社内預金	4				
	その他の貯蓄制度	5	具体的な名称			・
	制度がない	6				69

(注) 「契約労働者数」は、同一人が2つ以上の契約をしている場合でも、契約労働者数は1人として計上してください。

## 「令和6年就労条件総合調査」にご協力ください

厚 生 勞 働 省

就労条件総合調査は、企業の就労条件に関する現状を把握することを目的として、常用労働者が30人以上の民営企業から無作為に抽出した約6,400企業を対象に、民間企業における労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査しています。調査の結果は、労働施策の立案と評価の基礎資料となっており、労働政策審議会などの検討資料として活用されているほか、企業における労使の各種判断資料としても利用されています。

今回は、令和6年1月1日現在(年間については、令和5年1年間[または令和4会計年度])の状況について調査を行います。なお、本調査は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札により、民間業者に委託して調査を実施しており、今回は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して調査を行います。統計法等により受託業者にも守秘義務が課せられており、情報の保護には万全を期しておりますので、対象となりました企業におかれましては、調査の趣旨や重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願いします。

また、本調査は、オンライン回答をすることも可能です。オンライン回答を利用すると、紙調査票の送付作業がなくなるほか、システムのチェック機能により誤記入が防げるなどのメリットがありますので、ぜひご利用ください。